

# 重要事項説明書

医療法人社団ゆい

訪問看護ステーションゆい

# 重要事項説明書

## 1、名称及び連絡先

名称	医療法人社団ゆい 訪問看護ステーションゆい
所在地	東京都江戸川区西小岩1-21-23 ゆいビル2階
電話	03-3672-5188
FAX	03-3658-5188

## 2、事業の運営方針

- ①指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の実施にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行います。
- ②訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ③事業所の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健所・医療又はサービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって行うものとし、第三者への委託によって行うことはありません。

## 3、通常訪問地域

- ①江戸川区：西小岩1丁目～5丁目、北小岩1丁目～8丁目、南小岩1丁目～8丁目、東小岩1丁目～6丁目、興宮町、上一色1丁目～3丁目、本一色1丁目～3丁目
  - ②葛飾区：細田1丁目～5丁目、鎌倉1丁目～4丁目
- 上記以外の地域については、相談により訪問看護を行うものとします。

## 4、営業日及び営業時間

- ①営業日：月曜日～土曜日まで  
日曜・年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。
- ②営業時間：9:00～17:00  
但し、常時24時間の連絡体制は整えており緊急時には対応します(別途要契約)。

## 5、従業員の勤務体制

常勤看護師	6名
非常勤看護師	1名

## 6、訪問看護の提供方法

主治医がステーションに交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

## 7、訪問看護の内容

- ①療養上の世話：清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- ②診療の補助：褥瘡の予防・処置、カテーテル管理などの医療処置
- ③リハビリテーションに関すること
- ④家族の支援に関すること：家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- ⑤その他

## 8、利用料・キャンセル料・支払方法

別紙の「訪問看護利用料金・キャンセル料・支払方法について」をご参照ください。

## 9、緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、事前の打ち合わせに基づき、速やかにご家族、主治医、介護支援専門員等に連絡し、適切な処置を行います。

### 緊急連絡先

氏名

続柄（            ）

電話番号

## 10、事故発生時の対応

サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、対応マニュアルに従い必要な措置を講じます。利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11、秘密の保持

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、正当な理由がある場合を除き、第三者に洩らしません。

職員の退職後も同様です。

但し、サービス担当者会議での情報提供や主治医への報告等においてはこの限りではありませんのでご了承下さい。

記録においては電子機器等を使用することがあります。必要に応じては写真・動画撮影を実施することはありますが、写真・動画撮影に関しては、必ず、利用者及び家族の同意の上で実施させていただきます。

また、利用者本人の求めに応じて個人の情報の開示を行います。但し、利用者本人以外が求める場合は利用者本人の同意書を持って対応します。

## 12、相談・要望・苦情対応

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、対応マニュアルに従い迅速に対応します。

相談・要望・苦情などは下記までご連絡ください。

- ・医療法人社団ゆい 訪問看護ステーションゆい
  - 相談責任者 管理者 長尾 恭子
  - 対応時間 9：00～17：00（月～土）
  - 電話番号 03-3672-5188
  - FAX番号 03-3658-5188
- ・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
  - 電話番号 03-6238-0173
  - 対応時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
- ・江戸川区役所 介護保険課
  - 電話番号 03-5662-0032
  - 対応時間 8：30～17：00（土・日・祝日を除く）
- ・葛飾区役所 介護保険課
  - 電話番号 03-3695-1111（代表）
  - 対応時間 8：30～17：00（土・日・祝日を除く）

## 13、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとし、

## 14、サービス利用にあたっての禁止事項

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為等）。
- ②職員に対する精神的暴力（職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）。
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、性的ないやがらせ行為等）。
- ④その他関係者に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ⑤ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- ⑥ その他事業者が定めるサービス利用上の禁止事項に抵触する行為。

禁止事項の項目に該当すると判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談のうえ、環境改善の要求や利用契約に基づき契約終了等の措置を講じます。

## 15、身体拘束等の適正化の推進

- ①利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ②身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ④身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

### 附則

この規定は2017年11月1日から施行するものとする。

2018年4月1日	改定・施行	6
2018年8月1日	改定・施行	9
2018年10月1日	改定・施行	3、4
2018年10月16日	改定・施行	4、8
2019年1月16日	改定・施行	4
2019年5月1日	改定・施行	4
2019年6月20日	改定・施行	2～12
2021年4月1日	改定・施行	5、8
2022年8月30日	改定・施行	1
2024年6月1日	改定・施行	4、11、13～15

年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 〒133-0057  
東京都江戸川区西小岩1-21-23 ゆいビル2階

名称 医療法人社団ゆい 訪問看護ステーションゆい

管理者 長尾 恭子 印

説明者氏名 看護師

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

私、家族、キーパーソン等の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。

利用者 住所

氏名 印

家族（代理人）住所

氏名 印

緊急時訪問看護加算同意書(介護保険)

24時間対応体制加算同意書(医療保険)

同意します

同意しません

訪問看護ステーションゆいの訪問看護を受けるにあたり、利用者は、緊急時訪問看護加算/  
24時間対応体制加算を算定することに同意し、所定の金額をお支払いします。

同意するにあたり、事業所は、利用者の状態・状況に応じて24時間の電話・訪問などでの対応をいたします(ただし、医療保険の場合は訪問するにあたり医師の指示も併せて必要となります)。

また、介護保険から医療保険、医療保険から介護保険へ変更になった場合は同様に同意することとします。

同意をしない場合は、定期訪問以外での訪問、営業時間外での対応はできかねない事を了承いたします。

#### 緊急時訪問看護加算 (介護保険)

緊急時訪問看護加算(I)	月に1回 ※1	600単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円
--------------	---------	-------	--------	------	--------	--------

※1 (1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

(2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。→看護師以外の職員が対応し、状況により連絡を受けた後看護師が対応する場合もあり。

#### 24時間対応体制加算 (医療保険)

24時間対応体制加算 ※3	月1回	イ ※4	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		ロ ※5	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急時訪問看護加算 ※6	1日につき	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円

※4 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合。

※5 ※4以外の場合。

※6 ※3の同意があり、利用者・家族などの緊急の求めに応じ医師から訪問看護必要と指示された場合。

住所

利用者氏名

印

家族・代筆者

印